

病害虫無発生地域設定のための要件

植物検疫分野での国際基準の策定は国際植物防疫条約事務局が中心となって進められており、本誌においては、第51号で国際基準の概要を、第52号では病害虫危険度解析に関するガイドラインについて紹介した。今回は、1995年第28回FAO総会で承認された「病害虫無発生地域設定のための要件」(Requirements for the Establishment of

Pest Free Areas) について紹介する。

病害虫無発生地域の定義

病害虫無発生地域（以下PFAという。）は、FAO植物検疫用語集で「科学的な証拠により特定の病害虫が発生していないことが示され、

この状態が公的に維持されている地域」とされている。この無発生地域の範囲は、国全体であっても、国の一部地域であっても、複数の国の一部地域であってもよいが、科学的根拠に基づいていなければならない。

PFAのタイプ

PFAの種類には、①国全体②対象となる病害虫の分布が局限している国の無発生部分③対象病害虫が普遍的に分布している地域の無発生部分の3つのタイプがある。

PFAのための要件

PFAを設定し、維持管理するには、以下の3つの条件を満たす必要がある。すなわち①あらゆる文献やデータの調査、国家植物防疫機関による境界を決定する公的調査等②発生地域から無発生地域への関係品目の移動の法的規制、定期的な監視調査、生産者に対する指導等③PFA地域からの

輸出品目の特別な検査、当該病害虫が発生した場合の通報、監視調査を行う必要がある。輸入国の検疫上の安全水準を確保するためにさらに複雑な措置を必要とする場合は、PFAの設定、維持管理の詳細について二



チリ共和国 アタカマ砂漠

国間で協議されることになる。

PFAの事例

現在、我が国が認めているPFAの例として、オーストラリアにおけるチチュウカイミバエに対するPFA（タスマニア州：バス海峡により発生地域から隔絶されている。）、チリにおけるチチュウカイミバエに対するPFA（第Ⅲ州から第Ⅹ州の地域：アンデス山脈、アタカマ砂漠等により発生地域から隔絶されている。）などがある。